

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

申立期間当時は、A市区町村の女性の集金員が3か月ごとに自宅まで国民年金保険料の集金に来ていた。当時の国民年金保険料（3か月）は1,650円だった。申立期間の前後の期間については、きちんと国民年金保険料を納付しており、申立期間についても納付しているはずである。仮に、申立期間の国民年金保険料が未納であれば、次の集金の際に、集金人から前回の国民年金保険料が未納であることを教えてもらって納付しているはずである。申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出日（昭和41年4月21日）以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫の厚生年金保険加入に伴う国民年金の種別変更の手續等も毎回適切に行っており、申立人の納付意識の高かったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金加入期間のほとんどの期間について、国民年金保険料を納付したことを示す領収書を保管しており、それによると、申立人は、集金日に国民年金保険料を納付できなかった場合、後日の集金日に前回までの未納分をまとめて納付していることがうかがえるところ、申立期間のみ、あえて国民年金保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、「50歳前後のころ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、「未納」と記録されている期間が何か月かあった。申立期間を除いては、領収書を保存していたので、記録を「納付」に訂正してもらったが、申立期間については、領収書を

保存していなかったもので、訂正してもらえなかった。」と供述しているところ、社会保険庁の記録によると、申立てのとおり、申立人の昭和43年4月から44年3月までの納付記録が平成5年10月21日に変更されていることが確認でき、社会保険事務所の記録管理が必ずしも適切ではなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年12月まで
昭和45年4月の結婚を契機に、母から国民年金手帳をもらった。

A市区町村に転居して半年ぐらいは、集金人の人が家を訪ねて来て、その人に国民年金保険料を納めていたが、その後は、自分でB金融機関の窓口に出向き納付した。

申立期間の納付記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「昭和45年3月にA市区町村に転居した当初は、生活状況から国民年金保険料を納付できなかったものの、その後何回か、未納保険料を数か月分まとめて集金人に納付した。」と主張しているところ、申立人が所持するA市区町村発行の国民年金保険料預かり証によると、申立人は、昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料を46年5月25日に、45年3月の国民年金保険料を47年6月25日に過年度納付していることが確認できる上、当時、A市区町村では、集金人により現年度及び過年度の国民年金保険料の収納事務を行っていたと供述していることからすると、申立人の主張には信ぴょう性が認められる。

また、申立人の国民年金手帳を見ると、国民年金印紙検認台帳の昭和45年度8月欄には、集金人が記入したと思われる昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料の合計金額である「2,100円」の記載があり、また同じく、昭和45年度11月欄には、45年10月から46年3月までの国民年金保険料の合計金額である「2,700円」の記載があるが、このうち、45年4月から同年9月までの国民年金保険料2,100円については、46年5月25日に

過年度納付されていることからすると、45年10月から46年3月までの国民年金保険料2,700円についても、申立人が納付しなかったとは考えにくい。

- 2 一方、申立人は、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料の納付方法について、「B金融機関に国民年金保険料と国民年金手帳を持っていき、保険料を納付する一方、手帳に領収印を押してもらっていた。」と供述しているところ、A市区町村では、「当市区町村では、昭和36年度から48年度まで、現年度保険料の納付は印紙検認方式だけであり、市区町村が納付書を発行し、その納付書を持って、被保険者が市区町村の指定金融機関等で国民年金印紙代金を納付する納付書方式はいまだ採用していなかった。」と供述しており、B金融機関では納付できなかったことから、申立人の申立内容と齟齬がみられる。

また、申立人は、その夫が厚生年金保険に加入したことにより、申立期間の終期である昭和47年1月に国民年金の資格を喪失しているが、申立人に資格喪失手続を行った明確な記憶は無い。一方、社会保険庁の記録によれば、この資格喪失処理は平成9年になってから行われていることが確認でき、申立人はその当時に手続を行っていなかった可能性がうかがわれ、資格記録が整備されるまでは、申立期間に引き続く約6年間が未納となっていた状況を踏まえると、申立期間の終期において未納となっている記録が特段不合理とは言えない。

このほか、昭和46年4月から同年12月までの期間について、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和45年7月21日から同年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年7月21日に、資格喪失日に係る記録を同年9月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和47年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年10月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に、資格喪失日に係る記録を同年3月1日に、また、資格取得日に係る記録を同年10月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を昭和47年1月は3万6,000円、同年2月は1万2,000円、同年10月は13万4,000円、同年11月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①及び②のそれぞれの事業主は、いずれも申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月3日から同年11月20日まで
② 昭和47年1月1日から同年12月31日まで

申立期間①当時はA社に、申立期間②当時はB社に勤務していた。給与支払明細書のとおり、厚生年金保険料が控除されていた月もあるので、それぞれの事業所に勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管する給与支払明細書により、申立人はA社に勤務し、申立期間①のうち昭和45年7月21日から同年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与支払明細書の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人が保管する給与支払明細書により、申立人はB社に勤務し、申立期間②のうち昭和47年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年47年10月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与支払明細書の記録から、昭和47年1月を3万6,000円、同年2月を1万2,000円、同年10月を13万4,000円、同年11月を12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年7月分及び8月分並びに47年1月分、2月分、10月分及び11月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和45年6月3日から同年7月20日までの期間及び同年9月21日から同年11月20日までの期間、並びに、申立期間②のうち、昭和47年3月1日から同年9月30日までの期間及び同年12月1日から同月31日までの期間については、申立人の所持する給与支払明細書から、当該期間において勤務していたことは確認できるが、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年ごろから 51 年ごろまで
② 昭和 52 年ごろから 54 年ごろまで
③ 昭和 54 年ごろから 56 年ごろまで

昭和 49 年ごろから 56 年ごろまでの間、A 社、B 社及び C 社に勤務したのは確かであるが、この期間、厚生年金保険に未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社の元事業主代表理事及び元総務担当職員の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人、A 社組合の元事業主及び元総務担当から聴取しても、申立人の A 社における勤務時期を特定することができない上、当時の勤務状況や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は B 社に勤務したとしているが、申立人が名前を挙げた元事業主は故人となっている上、同僚も所在が不明であり、申立人の B 社における勤務時期や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、B 社での法人登記も確認できない上、社会保険庁の記録によると、B 社は、申立期間②当時から現在まで、厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

さらに、申立人が、申立期間②当時に B 社がテナントとして入居していたと供述している商業施設の管理者は、「申立期間②当時、当施設に B 社は入居していなかった。」旨供述しており、申立内容と相違している。

3 申立期間③については、同僚の証言により、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び同僚から聴取しても、申立人のC社における勤務時期を特定することができない上、当時の勤務状況や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録によると、C社は昭和57年5月16日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は、厚生年金保険適用事業所でないことが確認できる。

4 これらのほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。